

令和6年1月9日

### 定期監査結果に基づく措置について（公表）

令和5年6月2日付けで公表した令和4年度定期監査結果に基づき、大館市病院事業管理者より措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表します。

【令和4年度定期監査に関する措置状況(令和6年1月9日公表)】

所管課		留意指摘事項	措置内容	(所管課) 措置通知日
病院事業	総合病院	<p>(公金の収納業務委託契約について)</p> <p>医事業務における公金収納業務委託の「金銭取扱業務に伴う重要事項確認書」では、従事者名簿の提出と登録印の届出が必要となっているが、履行されていなかった。重要事項確認書について双方で再度確認し、公金の安全・確実な収納に努められたい。</p>	<p>「従業職員名簿」と「金銭取扱業務印届出書」は提出してもらいました。</p> <p>また、「金銭取扱業務に伴う重要事項確認書第1条第3項」に記載されている通り、金銭取扱の際の各種帳簿への検印は、承認された者が登録印のみを使用することになっており、診療費の領収書(控)にも担当者の登録印(検印)も押印するようにしました。</p>	11月13日